

## 第5章 今後のコミュニティ行政の 基本となる考え方

## 第5章 今後のコミュニティ行政の基本となる考え方

本章では、第2章「三鷹市のコミュニティ行政の総括」と第3章「三鷹市におけるコミュニティの現状」、第4章「コミュニティ行政の課題」を踏まえ、今後のコミュニティ行政を展開していく上で基本となる考え方を整理します。

### 5.1 現代都市におけるコミュニティ

三鷹市のコミュニティ行政を振り返ってみてもわかるように、現代の「コミュニティ」は多様化しており、一元的に定義できるものではありません。また、旧来の村社会における共同体としての意味合いや、日常生活に不可欠な組織といった意味合いは薄れていると考えられます。その中で、コミュニティは顔見知り関係の構築、個々人の充実感、環境や福祉の面での生活の質の向上、日々の相談事の解決などにつながる様々な「集まり」であると言えます。

基本的にボランティアや個人の趣味から始まるコミュニティ活動（地域活動）において、活躍する市民のエネルギー源は、「やってみよう」から始まり、仲間と目標に向かって取り組んでいるときの連帯感や充実感、ちょっとした街角での挨拶や感謝の言葉など、「楽しい」「嬉しい」という感情であり、このことを踏まえた活動でなければ継続していきません。そのため、これからのコミュニティ活動（地域活動）は関わる人の自主性・自立性があることを踏まえ、「ゆるやかなつながり」、「関係性に負担が少ないつながり」の視点も考慮した運営の工夫や、行政組織の一部ではないことを理解した上での連携や協働の推進が重要です。

一方、先に述べたように高齢化、市民の生活スタイルや価値観の多様化による市民同士の関係性の変化が、コミュニティの活力を徐々に奪っています。そのような中、地縁型コミュニティもテーマ型コミュニティも持続的な活動のあり方を模索し、様々な工夫を行っています。例えば、複数の異なる団体の相互連携は重要な手法の一つであり、共通する課題意識を手掛かりにしていくことが求められ、将来的には地縁型コミュニティとテーマ型コミュニティの連携は深まっていくと考えられます。また、様々な場面での多世代交流は、世代間の相互連携を推進していくために重要であり、積極的な取り組みが求められています。

さらに、国では国民の要望の多様化に対し、平成22（2010）年頃から「新しい公共」の概念を掲げ、NPO法人の強化や多様な主体の協働により地域課題を地域で解決していく方向の施策を打ち出しています。近年においても、福祉、教育、防災などに関する国の各省庁の施策は基礎自治体だけではもはや対応できず、コミュニティとの協働による

取組が進められています。市としても地域でコミュニティを生み出し育てていく方策を構築するとともに、協働や連携にあたり、コミュニティに過度な期待や負担がかかっていないかを注視しながら進めていく必要があります。

高齢化がコミュニティの様々な課題を生み出している一方、高齢者の持つ時間的余裕や永年培われた広い見識、健康寿命の延伸によるコミュニティ活動への参加機会の増大等は、コミュニティの活性化にとって非常に重要な要素ともなります。これを生かすために、世代間の相互理解や連帯感の醸成のための仕組みを、市民、関係団体、行政が一体となり、創意工夫しながら構築していくことが重要です。

## 5.2 コミュニティの社会的機能

コミュニティの社会的機能として、以下のようなものがあると考えます。

### (1) 地域での「顔見知り関係」の構築

コミュニティの社会的機能のうち、この「顔見知り関係」の構築が最も重要であり、これを基礎として次項以降の機能が効果的に発揮されることが考えられます。特に、地縁型コミュニティではこの機能が活動の基礎であり、デジタル空間などの一部の特例を除けば、テーマ型コミュニティが地域で活動を広げていく際にも重要な機能となります。

### (2) 共助の主体としての機能

地域における共助の主体となり、以下のような場としての機能があります。

- ・ 個々人の人生の充実の場

例) 孤立の防止、子育て、高齢者の見守り、日常の交流の場

- ・ まちの安全、安心づくりの場

例) 防災・防犯活動、災害時の協力活動、環境、福祉活動への取組

### (3) 市民自治の主体としての機能

住民の自発性と相互協力により、状況に応じて行政とも連携しながら、地域課題を発見・解決していく機能があります。

### (4) 地域の意見・意思の伝達機能

特定地域の代表性に近い性格を持つことから、地域の意見・意思を集約し、行政等に伝達する機能があります。

- ・ 住環境の改善や交通課題等に関する行政への要望

- ・ イベントや交流会の実施、ブースの出展などによる地域のPRなど

### **(5) 市民参加の主体としての機能**

行政の政策決定過程に関わり、地域意見のとりまとめや提言をする機能があります。

例) 市民参加でまちづくり協議会、コミュニティ・カルテ、みたか市民プラン 21 会議への参加、各審議会への委員の選出など

### **(6) 協働の主体としての機能**

共通の目的を達成するため、強みや特色を生かしながら行政や他の地域団体等と協働する機能を持ちます。

例) まちづくり協議会への参加、地域イベント開催での連携、商店街支援、学校教育への支援など

### **(7) 地域の文化や伝統の伝承機能**

地域の伝統や文化を伝え、守っていく機能を持ちます。

例) 祭り、お盆の行事、食文化など

## **5.3 住民協議会**

「5.1 現代都市におけるコミュニティ」で述べたとおり、地域の課題は行政と多様な主体との連携等により、その地域で解決していく方向性が示されています。これまでの市のコミュニティ行政における位置づけや活動の積み重ね、「第3章 3.4 マチコエによる政策提案」を踏まえ、住民協議会には地域のネットワークにおけるつなぎ役として再び機能していくこと、そして、様々なコミュニティの連携や融合を支援・促進するコーディネーターの役割を担うことが求められます。また、組織の維持・継続に向けて、住民協議会活動へのより多くの市民の参加を促進するため、組織や活動のあり方を見直すことも必要です。

## **5.4 町会・自治会**

町会・自治会が持つ地域における「顔見知り関係」の構築機能は、防災や福祉、子育てなどの様々な活動の基礎となる最も重要な機能です。高齢化や事務負担の増加といった各団体の状況に応じて、組織の拡大・縮小、テーマを絞った活動（活動のスリム化）や他団体との連携など、組織運営と活動内容を工夫することが重要です。

## 5.5 テーマ型コミュニティ

テーマ型コミュニティは住民協議会や町会・自治会、スクール・コミュニティ、その他のテーマ型コミュニティ等との事業連携や人財の循環・融合を通じて、新たな地域活動やコミュニティの担い手創出が期待できます。また、将来的な人口減少も見据え、居住はしていないが市内で何らかのコミュニティに属し活動している人たちを重要な関係人口<sup>10</sup>と捉え、市内外への情報発信等を通じて、さらに多くの人たちの市内のコミュニティへの興味・関心を引き出していくことも、今後のコミュニティの更なる活性化に寄与する可能性があると考えます。

## 5.6 コミュニティ住区の範囲

現在のコミュニティ住区（概ね中学校区程度）は、小学校区よりも広域的な地域課題にも取り組みやすく人財も豊富です。また、既に地域ケアネットワークや自主防災組織<sup>11</sup>の活動エリアの基礎となっているなど、各団体にも広く浸透しており、今後も現行のコミュニティ住区により各種施策を展開することが有効であると考えます。

一方で、今後も進展する少子高齢化や社会環境の変化を見据え、地区公会堂、学校施設、多世代交流センター、商店街、空き家や公園などの施設を活用した、徒歩10分圏内のコミュニティづくりについても、多角的な検討を継続的に進める必要があります。

## 5.7 コミュニティ活動の拠点

### (1) 総論

人が集まる場所には、ニーズやつながり、そしてコミュニティが生まれていきます。オンラインによる交流が増えてきた中でも、市民が歩いて通える距離にコミュニティ・センター・地区公会堂・学校施設・公園などのコミュニティ活動の拠点となる施設や空間があることは、コミュニティの醸成・発展に大きな貢献をすると考えます。今後は、時代や市民ニーズに合わせ、相談機能やイベント実施などの「人が集まる機能」を強化する必要があります。

<sup>10</sup> 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。

<sup>11</sup> 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織。三鷹市においては、7つのコミュニティ住区を単位として活動しており、平時から市と連携して訓練等を通じて、市民の防災意識の啓発に努め、災害時には地域の本部・拠点としての機能を持つ。

また、「開かれたコミュニティ施設」を目指して、多くの市民が「平等に・気軽に・快適に」利用できる環境を整備することも必要です。井の頭東部地区公会堂でインターネット予約システムとスマートロックを試行導入し、子育て世代等の新たな利用者の増加につながったように、施設利用における安全性の確保やデジタルディバイド<sup>12</sup>に配慮しながら、各施設のホームページ改修やデジタル化等についても研究を進める必要があります。

コミュニティ施設の老朽化に対しては、新都市再生ビジョンに基づき計画的な修繕や更新を行います。その中で、プールや浴場については、コミュニティ住区内で同様の機能を持つ学校施設や民間施設等との役割分担を考慮し、地域の状況に合わせて施設機能の統合や施設の合築を検証し、財政負担と市民サービスの維持・向上のバランスを見極めながら検討を進めます。また、併せて施設の親しみやすさや居心地の良さ、コミュニケーションが促進されるようなデザインやレイアウトの工夫にも配慮が必要です。

さらに、コミュニティ・センターは災害時の避難所になることから、避難所の安全性・快適性を考慮した改修や設備が必要です。特に、大雨による浸水予想地域に立地している大沢コミュニティ・センターと連雀コミュニティ・センターについては、浸水に備えた設備改修のほか、長期的には建て替え・移設なども視野に入れた検討が必要です。

また、市では令和4（2022）年に令和32（2050）年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策を実行していくこととしています。これを踏まえ、コミュニティ施設においても設備等を整備していくことで、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー対策等を推進し、環境に配慮した地域づくり・コミュニティづくりを実現する必要があります。

## （2）コミュニティ・センター

地域に意識が向いていない人たちにも便利な施設だと感じてもらえるよう、気軽に市民が立ち寄り、楽しく過ごすことができるサロン機能や、多世代交流機能、福祉・協働・共助に関する相談機能を強化・充実させることが必要です。

また、地域での多世代市民による「学び」の活動は、古くから地域のコミュニティを醸成してきました。コミュニティ・センターが市民にとって身近な施設であることから、社会教育や生涯学習といった活動の場所としても活用され、市民の「学び」とコミュニティがこれまで以上に連携を深めていくことも求められます。

さらに、コミュニティ・センターごとに異なる利用の決まりや手続きを平準化・統一化し、施設運営の透明性や利用者の利便性を向上させることも必要です。

---

<sup>12</sup> インターネットやパソコン等の情報通信技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差。

### **(3) 地区公会堂**

地区公会堂は、主に近所の町会・自治会や住民の有志による委員会に管理運営を委託し、地域ごとの特有の事情を柔軟に汲んで運営してきました。しかし、管理団体によっては、高齢化や担い手不足により、管理担当者の負担が大きくなり、継続して管理することが難しい地区公会堂もあります。また、地区公会堂ごとに利用ルールが異なる点や自宅等からインターネットで予約ができない点について、利用者からは公平性や利便性の向上を求める声も挙がっています。

そこで、32の地区公会堂の管理運営体制を見直し、管理団体の負担等の状況を踏まえながら、インターネット予約システムやスマートロックの導入、利用ルールの改定、清掃業務の民間委託、コミュニティ・センターとの施設管理の一元化などを検討する必要があります。取組に当たっては、住民による自主管理の良さや、地域との距離感の近さを損なうことのないよう配慮しながら、開かれた利用しやすい施設を目指し、地域の実情に合わせた管理方法を検討していきます。

### **(4) 市民協働センター**

市民協働センターは、多くの市民活動の創出と連携に寄与し、協働のまちづくりと市政への参加を推進してきました。今後は、近年の市民活動の在り方の多様化等を踏まえ、地縁型、テーマ型問わず、団体間の連携や相談など中間支援組織としての幅広い機能を強化することが求められます。また、場所としての市民協働センターにこだわらず、コミュニティ・センターや地区公会堂などに積極的に出向き、伴走型の相談事業や啓発事業を実施するなど、活動をより広く展開することが求められています。

### **(5) 学校施設**

学校3部制による学校施設の活用については、「歩いて行ける範囲」に市民が集える拠点多く整備される意味で、コミュニティ活動の支援として大変有用です。コミュニティ・センターや地区公会堂などの既存のコミュニティ施設と同様に、市民が公平に活動できる場所として、また、学校教育への影響にも配慮した整備や運用の仕組みづくりをしていく必要があります。

## 5.8 多様なコミュニティが生まれ、連携・成長していく仕組み

多様なコミュニティが生まれ、連携・成長していくためには、活動を始めるきっかけづくりや、他団体との連携などを支援する中間支援組織や相談に対応する人財が必要です。地域の活動に参加していない無関心層や、関心はあるものの参加方法がわからない市民がコミュニティを知り、気軽に活動に参加できる機会を得られる仕組みづくりが求められます。令和4（2022）年12月から市で試行運用が始まり、令和6（2024）年度から本格運用となる三鷹市独自の地域通貨「みたか地域ポイント（愛称：みたぽ）」<sup>13</sup>や、マチコエからの提案に関連する「地域活動の可視化」などは、コミュニティに関する活動を始めるきっかけや活動継続の動機づけにもつながる可能性があると考えます。

また、新たに活動を始めた団体を中心に、多くの地域団体が活動場所の確保に苦慮している状況もあるため、コミュニティ・センターや地区公会堂をより利用しやすい施設にするとともに、市内の店舗や空き家、公園、学校施設（学校3部制）などの効果的な活用の可能性を検討し、市内の多様なコミュニティに対し、活動場所を提供していくことが必要です。加えて、各団体に活躍した人が別の団体に移ってコミュニティに関わり続けるなど、コミュニティ（団体）間での人財の循環に向けて、コミュニティ（団体）同士が交流・連携する機会を創出していくことも重要です。

さらには、多様なコミュニティ活動を促進していくため、行政においても各部署での事業実施時の工夫ある取り組みと、組織横断的な連携が重要となります。

<sup>13</sup> 三鷹市内のボランティア活動やイベント等に参加すると、スマートフォンアプリまたはスタンプカードにポイント（地域通貨）が付与され、貯まったポイントを一部の市内店舗や公共施設での決済、記念品との交換などに使うことができる。